

平成30年度
下関短期大学
自己点検・評価報告書
－平成29年度・平成30年度について－

平成31年3月

目次

自己点検・評価報告書

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

テーマ 基準Ⅰ - A 建学の精神	1
テーマ 基準Ⅰ - B 教育の効果	6
テーマ 基準Ⅰ - C 内部質保証	11

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

テーマ 基準Ⅱ - A 教育課程	17
テーマ 基準Ⅱ - B 学生支援	29

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

テーマ 基準Ⅲ - A 人的資源	41
テーマ 基準Ⅲ - B 物的資源	48
テーマ 基準Ⅲ - C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	52
テーマ 基準Ⅲ - D 財的資源	55

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

テーマ 基準Ⅳ - A 理事長のリーダーシップ	59
テーマ 基準Ⅳ - B 学長のリーダーシップ	61
テーマ 基準Ⅳ - C ガバナンス	64

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料 学生便覧[平成29・30年度]、GUIDE BOOK 2018・2019、ウェブサイト「大学案内 - 下関短期大学の理念」

備付資料 河野学園創立90周年記念誌、桜山・半世紀の歴史、地域・社会の各種団体との協定書等、総合科目関連資料、「建学の精神と教育理念」資料（栄養健康学科）

[区分 基準 I -A-1 建学の精神が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 I -A-1の現状>

創立者河野タカは、「良妻賢母こそが良き家庭人、延いては良き社会人づくりの根本である。礼法を基調とした人間作り、その上に立って必要な知識・技能を授ける」という実学教育を建学の精神として掲げ「自覚・感謝・温雅」を訓とし、「率先垂範・師弟同行」のもとに、生きた教育を実践してきた。その後、時代の変遷とともに教育の方向性や教育内容も変化、充実する中で、昭和37年に地域の要請に応えるため、豊かな情操と専門的な知識・技術を持った女性を社会に送り出すことを目的に「下関女子短期大学」を設立し、高等学校、短期大学を通じて5年間の一貫教育を実践した。そして学園訓として掲げていた中から、特に社会貢献のための人間形成の要点を「温雅」に集約し、「温雅にして礼節をたつとぶ（温雅而尚礼節）」を教育理念とした。

この理念は教育基本法に定められている「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者」の育成という教育の目的（第1条）、さらに「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」という教育の目標（第2条）を創設者の熱岩込めて本学独自の表現したものである。

また、私立学校法はその目的を「私立学校の特性にかんがみ、この自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」（同法第1条）と定めており、本学は公教育の一翼を担う者としての責任を明確にしつつ、健全な私学として独自の教育理念（建学の精神）を定めている。

この建学の精神・教育理念は、学則第1章において、本学の教育の目的及び使命として明記している。また、本学の大学案内及びホームページ等に掲載し、本学の教育について周知を図るとともに入学者等にも以下のような場と方法で説明している。

①建学の精神や教育理念に対し、入学式の学長式辞において触れ、入学式後のオリエンテーションにおいても各学科長から新入生と保護者に説明している。

また、卒業式の式辞においても「温雅而尚礼節」を今後の人生の支えとするよう触れている。

②平成30年度から毎月「学長通信 さくらやま」を発行しており、題字に大きく「温雅而尚礼節」を標記している。

③教職員には、新任教員の辞令交付式や教授会等において説明している。また、学生に対しても、入学後のオリエンテーションの他各種行事の際に建学の精神と教育理念について説明している。

④学外においては、大学案内及びホームページ等で紹介している。

⑤年4回実施するオープンキャンパスにおいても参加した生徒や保護者に説明し、周知している。

⑥10年ごとに実施している学園創立記念行事をはじめ、短期大学開学50周年記念行事、開学50周年記念誌「桜山・半世紀の歴史」（平成24年）の発刊等を通じて周知を図っている。

なお、この建学の精神・教育理念については、年度初めの教授会において、全教職員に周知するとともに、創立者の思いを忘れないよう徹底を図っている。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2の現状>

地域に根ざした大学として、教員の専門や研究に関する情報発信として、地域社会に向けた公開講座を平成11年度頃より行っている。

栄養健康学科では開講して10年以上実施している「おやじの味 料理教室」をはじめ、いくつかの講座を行ってきている。平成24年度からの公開講座を以下に紹介する。それらの中でも「おやじの味 料理教室」は栄養健康学科の公開講座であるが、開催されなかった年には地域の皆様からの開講の要望もあり、今現在も開催されている。他にもこども園卒園前の親子の「おにぎり教室」の開催や食育団体唐戸魚食塾への協力を行っている。これらについては、開催内容に多くのスタッフが必要となり、学生や卒業生からもスタッフとしての参加希望がある。卒業生がスタッフとして参加することにより、学生は卒業生との交流ができるとともに社会でのルール等の厳しさについての情報収集を行うこともできる。平成19年度よりゼミ・プレゼミ制度が本格化され、これによって講座担当教員のゼミ活動の特徴を活かした内容が盛り込まれることもあり、学生も講座に興味を持ち、前向きに取り組む様子が窺えるようになった。また、学生の反省等からも多くの疑問点や改善点等が挙げられ、次の課題へと大きく飛躍することができてきている。栄養健康学科ではゼミナールが必修科目でないため、スタッフとしてのボランティア学生を募集している。しかし、学生も、興味関心の違い、生活時間の制約等があり、スタッフとして参加することにばらつきが生じてきているのが現状である。栄養健康学科のゼミナールは活動の一つとして社会活動が含まれている。平成31年度入学生教育課程からはゼミナールが必修科目となっているため社会活動への参加を一層定着させていきたい。

保育学科では5月に実施の「保育実践演習」の実施、12月に下関駅前の商業施設実施で行った「創作発表会」では練習を重ね、外部の人に披露した。

両学科の協働で実施している作品展及びワークショップ「みて、つくって、楽しんで」については、作品を展示し、この展示に基づいた内容を、専門の教員と指導を受けた学生が不特定多数の地域の皆様とワークショップを行い情報の発信している。また、下関市家庭教育推進事業「おいしいねプロジェクト～ごはんdeピザをつくろう～」、「たのしいねプロジェクト～親子で竹風鈴をつくろう～」も両学科で調整して実施した。

また、市内5大学連携事業も持ち回りで実施している。平成30年度は梅光学院大学において、公開講座「赤間関」を開催した。

各種公開講座は地域住民への生活学習の機会・場の提供に直結しており、地域社会から高い評価を受けている。地域に根差した大学として、他大学と連携した講座も含め、高等教育機関として地域貢献の一助となっていきたいものである。

各教員は下関市役所の各委員会の委員、日本栄養士会や山口県栄養士会委員等を務め、審議あるいは各種行事の企画運営を行っている。

生涯学習授業、正規授業の開放については、栄養士養成校、保育士養成校として、様々な制約があり実施が困難であるが、社会人入試、山口県立西部高等産業技術学校設置の栄養士養成科及び保育士養成科の訓練業務等の業務委託による訓練生の受け入れ、教育訓練給付金指定講座など、リカレント教育の役割を果たしている。

本学は小規模の短期大学であるが、地域に根差し、精一杯の地域貢献活動を実施している。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学の建学の精神は、「礼法を基調とする人間作り、その上に立って必要な知識、技能を授ける」という実学教育の精神が根幹にあり、これを基に社会貢献のための人間形成の要点を「温雅」に集約して「温雅にして礼節をたつとぶ」を教育理念としている。

創立者の意思を受け継ぎ、協調と信頼に基づく触れ合いを通して、自由と責任への認識を深め、人を思いやる心、自らを律する心を磨くとともに、社会に適応する深い知識や高い技能の修得を目指し「温雅・礼節」の訓を具現できる豊かな人間性を育む人材を育成していかなければならない。

そのためには、日頃の授業や日常生活、学校行事や地域貢献活動等を通して、機会あるごとに建学の精神や教育理念について、周知徹底を図っていくことが必要である。

今後の課題として、次の3つを挙げる。

- (1) 授業時・学内における挨拶の励行
- (2) 礼節のあるコミュニケーションの重視（傾聴力・協働力の醸成、敬語の正しい使用）
- (3) 率先垂範（教職員による「温雅礼節」の実行）

平成31年度の具体的な課題としては、「授業を受ける際のマナーのさらなる徹底と集中力の向上」「適切な敬語の使用」を全学共通のテーマとして取り組むこととしている。

各種公開講座は地域住民への生涯学習の機会・場の提供に直結しており、地域社会から高い評価を受けている。

これら事業にスタッフとして学生が準備から関わり、社会とかかわることの教育効果は多岐にわたる。これらの活動は保育学科では既に必修科目の部分があり、栄養健康学科においても平成31年度入学生からゼミナールが必修科目となる。これらの活動を適正に評価するためにはルーブリックの導入などが考えられるが、現段階では難しい状況である。

また、円滑な公開講座を実施し、広報するためには、前年度中に企画を行うこととしたが、年間計画の調整等があり、実現できていない。

生涯学習授業については、栄養士、保育士、幼稚園教諭等専門職の再就職を希望する者に対して教育を受ける機会のニーズを調査し、検討する必要があると考える。

正規授業の開放については、栄養士養成校、保育士・幼稚園教諭養成校、本学の学生の状況を考慮し、実現できるか検討する必要がある。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 学生便覧[平成29・30年度]、GUIDE BOOK 2018・2019、学則、ウェブサイト
「大学案内 - 下関短期大学学則」、シラバス「授業計画」[平成29・30年度]

備付資料 学生便覧[2019年度] (下関短期大学4つのポリシー)

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科、専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科、専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科、専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が、地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検している。

<基準 I-B-1の現状>

(1) 教育目的・目標の確立

本学は、創立者である河野タカの「良妻賢母こそ良き家庭人、延いては良き社会づくりの根本である。礼法を基調とする人間づくり、その上に立って女性に必要な知識・技能を授ける」という実学教育を建学の精神として継承し、創立者が掲げた学園訓「正一自覚・感謝・温雅」(現在下関短期大学附属高等学校校訓)、及び「率先垂範・師弟同行」という言葉の基に教育を実践している。

昭和37年「下関女子短期大学」の開学に伴い教育理念が「温雅にして礼節をたつとぶ(温雅而尚礼節)」に集約された。従って、この教育理念を毎年学生に配付する『学生便覧』冒頭に記している。また、平成13年4月「下関女子短期大学」から「下関短期大学」へと改称・男女共学となった後、平成16年4月に三つの柱(「全人教育」を目指す、専門教育の充実、地域社会への貢献)を設定したため、平成19年度以降、平成30年度現在まで教育理念と併せて教育目標として『学生便覧』に記している。

両学科は全学の教育目標をさらに具現化した教育目的・目標を定めており、建学の精神に基づき明確に示している。両学科の教育目的・目標は次の通りである。

【栄養健康学科】

本学の教育理念及び日本栄養士会による「栄養士憲章」（昭和57年制定）に基づき、「食と健康に関わる専門知識と技能を養い、健康的で人間性豊かな生活づくりを指導できる栄養士を養成すること」を教育目的としている。この目的の達成を目指し、平成18年度より以下3つの教育目標を掲げている。

- ①しっかりした栄養面の知識を兼ね備えた栄養士の養成
- ②美味しい料理のできる技術を兼ね備えた栄養士の養成
- ③人にやさしい栄養士の養成

【保育学科】

本学の教育理念及び厚生労働省「保育指針」・文部科学省「幼稚園教育要領」に基づき、「保育・幼児教育に関する専門知識と技能を養い、社会の多様な保育ニーズに対応できる実力と豊かな人間性を備えた保育者を養成すること」を目的としている。この目的の達成を目指し、平成22年度より以下3つの教育目標を掲げている。

- ①机上の学習を即現場で実践し即応力を磨く
- ②コミュニケーションスキルを幅広く学び対応力を磨く
- ③多様な保育内容表現を学び、どのような現場・場所でも活用できる力を磨く

これらの教育目的・目標に基づき、より実践的に社会に適応する深い知識と技術を基に感謝の心・慈愛の心を持って相手と接することのできる心豊かな人間の育成、つまり知識・技術・心を兼ね備えた「質の高い保育者」を養成し、地域社会に貢献できるよう努めている。

(2) 教育目的・目標の表明

以上の内容については、受験希望者及び在学生等に周知徹底を図っている。

学生に対する説明については、前期のオリエンテーションや毎週のクラスアワーにおいて各教員が機会ある毎に学生に説明し、理解を図っている。

学内外への表明は、『授業計画』（シラバス）に掲載している他、本学のホームページや大学案内に明記し周知を図っている。

入学を希望する高校生等や保護者に対しては、学校案内『Campus Book』に掲載し、本学の教育目的・目標がわかるようにしている。また、入学希望者に対する直接的な説明の機会としては毎年開催するオープンキャンパスにて実施している。本学付属高等学校の生徒に対しては、1年生を対象とした短期大学見学の際に説明する機会を設けている。高校の教員には高校訪問等の機会に対面説明を行っている。

その他の機関に対する対面説明の場としては、学外実習の依頼先・訪問指導の場において、各施設の指導者・地域において連携している団体や企業に対して機会がある度に説明を行い、周知に努めている。

(3) 教育目的・目標の点検

各学科の教育目的・目標の点検については毎年度、各教員が授業計画を作成する際に個別に見直しを行った上で、必要に応じて学科会議において点検し、教育目的・目標の検証や見直しを進めている。

その際の観点として

- ①実習を受け入れてくださっている施設からの指摘・要望等
- ②求人先からの求める人材像
- ③就職先からの指摘・要望等
- ④地域でのボランティア活動・公開講座・各種引き受け事業・出前講座等での反省・要望・意見
- ⑤付属高校など受験生のある高等学校からの要望・意見を参考としている。

現段階では、両学科とも個別の科目を越えるレベルでは変更する必要はないと考えている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<基準 I-B-2の現状>

本学は「礼法を基調とする人間作りと必要な知識、技能を授ける」を建学の精神として掲げ、さらに教育理念として「温雅にして礼節をたつとぶ (温雅而尚礼節)」に基づいて学習成果を明確にしている。

また、両学科の育成する人材が必要とする知識、技能の習得を規定したそれぞれの学習成果は、建学の精神に適合し、学科の教育課程の教育目的・目標に基づいている。

学習成果の表明について『授業計画』（シラバス）に掲載し、両学科においてオリエンテーションに加え、クラスアワー、ゼミナール、プレゼミナール等で機会あるごとに説明をし、周知している。非常勤講師には依頼時に共通理解を図り、学習成果の周知徹底を図っている。

両学科における学習成果についての詳細は、下記の通りである。

【栄養健康学科】

栄養健康学科では、建学の精神、教育目的・目標に基づき、学習成果を次のように定めている。

- ①栄養士としての専門知識・技術を習得している
- ②食事計画（献立作成）や集団給食ができる
- ③食生活を創造でき、コミュニケーション能力を持つ豊かな人間性を養う

以上3点を学習成果とし、定期的に点検を行っている。

【保育学科】

保育学科では、教育目的・目標を達成するための学習成果を次のように定めている。

- ①保育者としての専門知識・技術を身に付けている
- ②保育者として必要な表現活動における能力を身に付けている
- ③コミュニケーション力を持つ豊かな人間性を身に付けている

以上の3点を学習成果として定め、指標にしている。この学習成果は教育目的・目標を獲得するために必要な能力・姿勢を明確に示している。

なお、短期大学の目的については、学校教育法第108条に「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」と定められており、本学にあつては「栄養健康」「保育」について深く教授するとともに、さらに栄養士・幼稚園教諭・保育士の資格を取得し、現場において求められる能力を育成するための学習成果を定めている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえて教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3の現状>

これまでのアドミッション・ポリシーは学科ごとに定められておらず、また、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとのつながりも一部曖昧な点があったため、平成30年度は学長の指示のもとで三つの方針の整理を図った。

手順としては

- ①学長が従前の三つの方針の問題点を指摘して各学科長に改善を求めた。
- ②各学科長は改正案を作成し、それぞれの学科会議で検討した。
- ③両学科長が改正案について表現等の調整を行った。
- ④再度、両学科会議にて検討したうえで改正案を学長に報告した。
- ⑤学長は改正案を教授会に諮り、決定した。

なお、並行してアセスメント・ポリシーも新たに策定したところである。

これまでも三つの方針に基づいて教育課程・授業計画を策定し、教育活動を展開するとともに卒業認定がなされてきたが、平成31年度からは改正した「方針」に基づいて進めることになる。

そのため、ホームページ、平成31年度受験生募集用の学校案内『Campus Book』、平成31年度の「授業計画（シラバス）」には新しい方針を掲載し、周知を図っている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

平成31年度から改正した三つの方針及び新たに策定したアセスメント・ポリシーを定期的に見直していく必要がある。また、アセスメント・ポリシーに定められているとおり、卒業時アンケート、卒業後アンケートを毎年実施していきたい。また、地域で働き、社会貢献を担う能力を検討するため、平成26年度より未実施の「地域事業場に対するアンケート」の実施もあわせて検討していく必要がある。

【栄養健康学科】

近年、学生全員が栄養士資格を取得できるよう補習指導を強化し、場合によっては個別の補習を実施しているものの栄養士資格を取得せず卒業をする学生がいる状況である。僅かではあるが、栄養士資格を取得せず卒業をする学生がいるため、学生全員が栄養士資格を取得できるよう補習指導を継続し、場合によっては個別の補習を強化する必要がある。

【保育学科】

保育学科の具体的な課題として

- ①カリキュラムツリー作成による授業一貫性の構築
- ②実践力向上に結びつく重要部分の重複指導による理解度の向上
- ③FD活動の活発化（相互授業参観・研修等による教員の質の向上）
- ④実習内規の見直し、数値化・可視化の検討
- ⑤保育実習室（演習室）の設置
- ⑥実習日誌の検討

があげられる。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 (旧) 下関短期大学自己点検・評価委員会規程、下関短期大学自己点検・評価に関する規程、下関短期大学自己点検・評価運営委員会規程

備付資料 平成29年度下関短期大学自己点検・評価報告書 - 平成27年度・平成28年度について -、中国四国厚生局指導調査に係る書類（栄養士養成施設指導調査・指定保育士養成施設指導調査）、アセスメント・ポリシー、下関短期大学「学生による授業等評価」実施要領、下関短期大学「教員評価」実施要領、教員活動報告書・評価書、下関短期大学教育課程委員会規程

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<基準 I -C-1の現状>

日常的な自己点検・評価報告の実施については、各委員会活動、運営会議、教授会等を通じた自己点検・評価活動を通して行っている。各種規則等の整備、各教職員が実施していることの意義及び成果を考え、次の取り組みに活かすよう心掛けている。

なお、各学科の状況について、栄養健康学科は学科会議・学科長を中心とした個別の打ち合わせ・メール連絡等により改善を図っている。保育学科では、毎週水曜日の朝礼により定期的に連絡事項を通達し、改善点の打診等を相互に提案し、学科会議に諮るようにしている。

また、平成27年度、9月に学長を委員長とする「第三者評価運営委員会」（運営会議構成員及び自己点検・評価委員会委員長、学生課長、FD委員長）により本学の「行動計画 5か年計画」が策定された。この計画は、22の項目別に大別され、行動計画実行委員が立ち上げられ、各委員会、学科、部署等が遂行することとなった。平成28・29年度は、FD・SD合同研修会2回（9月・3月）の中で、各項目に関する現状報告が行われ、情報の共有がなされた。

なお、「第三者評価運営委員会」については、組織改編に伴い平成31年度から新しい「自己点検・評価委員会」（外部評価委員2名、学生代表1名を含む）にその任務が継承された。

短大における自己点検・評価委員会では、下関短期大学自己点検・評価委員会規程に基づき活動をしている。平成29年度における自己点検・評価委員会の構成は委員長（ALO兼務、教授）、一般教育科目（准教授）、栄養健康（助手）、保育（講師2名）、事務部学生部（経理係長）の6人である。平成29年度は7回の委員会の開催と平成29年（平

成27・28年度分) 報告書作成のための研修会を1回行った。委員会の作業量と内容の難度について、規程の改定を提案し、次年度に向けての準備を行った。また、平成27年度の第三者評価を受けた際、自己点検・評価報告書の公表について規定第8条に定期的に公表となっているが、当時委員長の2年1度と回答としたことに準じて平成29年度自己点検・評価報告書の公表については、作成に先駆けて研修会を行い、報告書の作成、年度末の公表に向けて作業を行った。しかし、作成に遅れが生じ、公表は平成30年6月となった。公表の遅れにより、委員会組織の在り方と規程の改正が必要となり平成30年度の改善課題とした。

平成30年度における自己点検・評価委員会は、委員である一般教育科目(准教授)以外が留任となり、委員会の構成は栄養健康(教授)が平成29年度より引き続き委員長となった。これにより構成は、委員長(教授)、一般教育科目(講師)、栄養健康(助手)、保育(講師2名)、事務局(経理係長)の6人である。平成30年度は、6回の委員会を行い、平成30年度課題事項の組織規程の見直しを行い、12月に制定、平成31年4月1日施行とした自己点検・評価委員会と自己点検・評価運営委員会を立ち上げていくこととした。平成30年度自己点検・評価に係るアンケートの実施と教授会での結果及び内容の分析について報告を行った。また、平成29・30年度の自己点検・評価報告書の作成を行い、平成31年度5月末公表予定とした。自己点検・評価活動に高等学校等関係者の意見聴取の取り入れについては、平成30年度時点では行っていない。

【平成29年度の自己点検・評価委員会の主な活動】

- ①自己点検・評価委員会担当部分の行動計画についての年次計画の進捗状況の確認
- ②研修会の企画・実施(自己点検・評価報告書の作成のため)
- ③自己点検・評価報告書の作成(平成27・28年度)
- ④学生生活アンケート調査
- ⑤学生の「授業アンケート」調査
- ⑥教員の「教科自己点検アンケート」調査
- ⑦卒業生調査 実施していない
- ⑧地域就職先等調査 実施していない
- ⑨自己点検・評価委員会規程の見直し

等である。

【平成30年度の自己点検・評価委員会の主な活動】

- ①平成27・28年度自己点検評価報告書の公表（6月）
- ②組織・規程の見直し（平成31年度4月、自己点検・評価委員会、自己点検・評価運営委員会を立ち上げ及び規程の施行）
- ③自己点検・評価に関する資料の収集（各委員会及び部署）
- ④学生アンケートの改善・実施…委員会での集計・分析終了後、教授会出席教職員へ、結果を配布し、分析結果を報告
- ⑤授業アンケートの実施…結果は、前後期ともに終了後、FD委員会にて配布し、分析結果の報告を行った。
- ⑥教員の教科自己点検用アンケートの実施
- ⑦「卒業時アンケート」…卒業式前日に実施
- ⑧「卒業生調査」について、平成29・30年度は実施していない。
- ⑨「地域就職先等調査」について、平成29・30年度は実施していない。
- ⑩研修会の企画・開催等について、平成29・30年度は実施していない。

<基準 I-C-1の課題>

自己点検・評価活動に全教職員が関与するためにも、各種アンケートについては、適合する各委員会及び部署で実施・分析し、情報を共有できるように精査する必要がある。

また、これまで自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れていないため、平成31年度より、意見の聴取方法などについても検討していきたい。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜基準 I -C-2の現状＞

本学においては、学校教育法・短期大学設置基準・栄養士法等の関係法令の変更に
関する書類は事務部内の各部署から学生部の教務課及び関係部署へ回覧し、必要に応
じて各学科長にコピーを渡す。各学科長は各教員へコピーの配付または回覧で内容を
徹底し法令を順守し、大学運営を行っている。

学習成果の査定に関しては、平成30年度に、GPA制度の導入及びアセスメント・ポリ
シーを策定し、学習成果を焦点とした査定の手法を確立させた。

【栄養健康学科】

平成30年度に策定したアセスメント・ポリシーの他、学習成果の量的データとして
各種資格取得状況、全国栄養士養成施設協会が行う栄養士実力認定試験の結果があ
る。量的データや校外実習について、再度評価基準を見直す必要がある。平成27年度
より平成30年度まで質的データとして活用できないかの試みとして、「栄養健康学科で
の学生生活を送るために必要な事項について（達成度アンケート）」を前期開始直後と
後期終了時点において実施した。これを経時的に見ていくことにより、査定（アセス
メント）方法についても検討している。

【保育学科】

「温雅礼節」を基調とした全人教育、個の確立のために、学生一人ひとりに寄り添う
チューター制を導入して保育者としての基礎から、幅広い見識と感性豊かな人間性を
培い、地域社会への参加・貢献を通して自己実現が達成できる保育者の育成を図り、
平成28年度より実習委員会制作による保育学科「学外実習の手引き」を作成し、それ
を主体に事前事後指導等、実習担当教員が1年次の4月から実習について種類や内容等
に対し説明を行い、その理解の上、本学科実習内規による幼稚園における教育実習及
び保育実習参加資格の査定を行っている。また、実習後は、学科会議等において、学
科教員が行った施設訪問時における実習先からの所感及び評価票の検討を行い、各学
生の査定に結びつけている。これらの分析・検討を通じて、学習成果として「知識
力」「実技力」及び保育者としての資質の獲得について査定を行っている。

また、実習の事前・事後指導授業を担当する教員を中心にした授業査定結果の素案
を基に実習査定を行い、日常から学科会議で情報の共有を図り、「学外実習の手引き」

内容の検討・指導方法・支援方法を常に協議し、次年度への改善につながるよう協議している。場合によっては非常勤講師とも情報交換を行っている。

平成29・30年度は、教職課程の再課程認定申請及び保育指針改定に基づき平成31年度実施に向けて保育学科のカリキュラムの見直しを行った。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

学習成果の査定に関しては、平成30年度に、GPA制度の導入及びアセスメント・ポリシーを策定し、学習成果を焦点とした査定の手法を確立させた。今後は、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更や「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の動向に応じて、このアセスメント・ポリシーを定期的に点検していくことが必要である。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特記事項なし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

○今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

三つの方針を見直し、整序するとともにアセスメント・ポリシーを策定した。

今後も、学生の学習成果の獲得状況や文部科学省から示される「教育の質に係る客観的指標」や「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」等の動向に応じ、三つの方針、アセスメント・ポリシーを見直していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料 学生便覧[平成29・30年度]、GUIDE BOOK 2018・2019、シラバス「授業計画」[平成29・30年度]、行事予定[平成29・30年度]、下関短期大学栄養健康学科の卒業及び資格認定について、下関短期大学保育学科の卒業及び資格認定について

備付資料 単位認定の状況表[平成29・30年度]、ウェブサイト「大学案内 - IRの情報公開」、履修カルテ様式（保育学科のみ）[平成29・30年度]、学生生活達成度アンケート集計結果（栄養健康学科のみ）[平成29・30年度]、平成30年度学習成果の達成状況確認調査結果、下関短期大学におけるGPA制度の取り扱いに関する要綱、平成30年度GPA成績分布状況表、教員用授業自己点検アンケート集計結果[平成29・30年度]、学生便覧[2019年度]、シラバス「授業計画」[2019年度]、パス・ファインダー関連資料

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

基準Ⅰ-B-3において先述した通り、平成29・30年度に掲げていた三つの方針について内容を各学科で再検討した。再検討案については、平成30年度第10回教授会にて承認され、平成31年度より三つの方針を改正することとなった。平成31年度より公開する卒業認定・学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）は、以下の通り定められている。

○栄養健康学科は、所定の科目及び単位を履修取得し下記の素養・能力を身に付けた者に卒業を認定し、「短期大学士」の学位を授与します。

- ①社会人としての幅広い教養を身に付けている。
- ②健康と食品・栄養に関する専門的な知識を身に付けている。
- ③調理・栄養に関する専門的な技能を身に付けている。
- ④状況に応じて正しい判断を行い、多様な人々と協働できる。
- ⑤自分と相手の思いを大切にし、地域社会の発展に貢献できる。

○保育学科は、所定の科目及び単位を履修取得し下記の素養・能力を身に付けた者に卒業を認定し、「短期大学士」の学位を授与します。

- ①社会人としての幅広い教養を身に付けている。
- ②保育に関する専門的な知識を身に付けている。
- ③保育に関する専門的な技能を身に付けている。
- ④状況に応じて正しい判断を行い、多様な人々と協働できる。
- ⑤自分と相手の思いを大切にし、地域社会の発展に貢献できる。

各学科の学習成果は、栄養士法等の法令や保育者養成の要件等に基づき作成されており、これに対応している本学のディプロマ・ポリシーも社会的に通用性があると考えられる。また、ディプロマ・ポリシーの④・⑤により、社会生活をよりよく行う力を身に付けられるものとなっている。

なお、ディプロマ・ポリシーを反映し、学則第4章「履修方法及び課程修了認定」の第5条から第8条にかけ、本学における卒業の認定、成績評価の基準、資格取得の要件が定められている。

平成31年度より公開する本学のディプロマ・ポリシーは、『学生便覧』の他『Campus Book』、大学ホームページにも明記し、学内外に表明していく予定である。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ①学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ②単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数に上限を定める努力をしている。
 - ③成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学の学科・専攻課程の教育課程は、教育課程編成・実施の方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」という。）に基づき編成されている。平成31年度に改正するディプロマ・ポリシーに対応させるため、カリキュラム・ポリシーも平成31年度より改正される。平成31年度より公開するカリキュラム・ポリシーは、以下の通り定められている。

○栄養健康学科は学則に掲げる「目的及び使命」に基づき、専門的な知識・技能を身に付けた実践力のある栄養士を育成するため、次のような方針でカリキュラムを編成します。

- ①一般教育科目により、大学生・社会人としての幅広い知識と教養を身につけます。
- ②専門教育科目により、栄養士として必要な専門的知識を身に付けます。

- ③栄養と調理に関する理論に基づき、栄養士として必要な技能を身に付けます。
- ④専門教育科目により、栄養士として必要な、その場に応じた的確な判断力や行動力を身に付けます。
- ⑤「キャリア教育」、「ゼミナール」や大学行事、地域ボランティア活動などを通じて、良好な人間関係の形成や豊かな人間性を養います。

○保育学科は学則に掲げる「目的及び使命」に基づき、専門的な知識・技能を身に付けた実践力のある保育者を育成するため、次のような方針でカリキュラムを編成します。

- ①一般教育科目により、大学生・社会人としての幅広い知識と教養を身に付けます。
- ②専門教育科目により、保育者として必要な専門的知識を身に付けます。
- ③保育に関する理論に基づき、現場で役立つ技能や実践力を身に付けます。
- ④学園内外の施設における事前実習や学外実習などを通じて保育に関する考えを深め、現場に対応できる力を養います。
- ⑤「児童文化」、「保育実践演習」や大学行事、地域ボランティア活動などを通じて良好な人間関係の形成や豊かな人間性を養います。

本学における各学科の教育課程は、教育課程編成・実施の方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」という）に基づき、各学科の学習成果に対応した授業科目を体系的に編成している。これは、授業科目にかかる体系的・有機的連携を確保するためにカリキュラムツリーを作成し、ナンバリングを実施していることから明らかである。

また、履修規程Ⅰ授業科目（4）により、履修登録の上限を定め単位の実質化を図っている。

成績評価については、平成31年度より従前の優、良、可、不可の4段階を改め、秀（A：100～90点）、優（B：89～80点）、良（C：79～70点）、可（D：69～60点）、不可（F：60点未満）の5段階で判定することとした。

平成31年度『授業計画』（シラバス）作成時には、文部科学省より示されている「教育の質」に係る客観的指標等を参考に、『授業計画』に掲載する項目を検討し、「準備学習の目安時間」、「ディプロマ・ポリシーとの関連」、「アクティブラーニングの授業手法」、「課題等への対応」、「ナンバリング」、「オフィスアワー」を追加し、明示する

こととした。

学生を直接指導する教員は、栄養士、管理栄養士の有資格者、並びに博士号学位取得者、保育士、幼稚園・中学校・高等学校の教員資格者による専任教員を下関短期大学教員選考規則等に基づき選考している。また、栄養士、保育士等の資格取得指導に対する厚生労働省中国厚生局の指導時でも適切であるとされている。それぞれの専門分野を活かした教科目を担当し、学習成果が上がるように配慮している。

平成29・30年度には、両学科とも平成31年度より新たな教育課程を編成することとし、審議を重ねた。栄養健康学科では、近年の学習成果の修得状況等を踏まえ、新教育課程案を作成した。保育学科では、教職課程の再課程認定申請及び保育指針改定に基づき、授業内容及び科目名検討、担当教員配置、研究業績を含む担当教員審査等、申請に係る内容を実習委員会において精査し、新教育課程案を作成した。両学科で作成した新教育課程案は、教務委員会の審議後、教授会の審議を経て、理事会にて承認された。その後、幼稚園教員免許再課程認定申請を文部科学省に、栄養士養成施設内容変更承認申請（教育内容ごとの単位数及び履修方法）及び保育士養成課程見直し申請を厚生労働省に届け出た。両学科とも、申請が承認され、平成31年度より新たな教育課程を編成することとなった。

さらに平成30年度には、全学的な教学マネジメント体制を整えるため、教授会参加者を構成委員とした教育課程委員会を立ち上げた。第1回は、測定した学習成果の状況について共有し、今後の課題として学習成果の可視化や情報公開の促進などが挙げられることの共通理解を図った。第2回は、平成31年度より実施される各学科の教育課程のカリキュラムツリーについての説明がなされる他、現行のGPA制度を見直した。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学の設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学では、教養科目を一般教育科目とし、カリキュラム・ポリシーに基づき編成し

ている。平成29・30年度にわたり、教養教育と専門教育との関連性を考慮し、平成31年度より実施する新教育課程を編成した。また、アセスメント・ポリシーに基づき、学習成果を測定、検証することで、新教育課程においても一般教育科目の改善に取り組んでいく必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明快である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

平成29・30年度にかけ、両学科とも平成31年度より新教育課程の編成に取り組む際に、キャリア教育委員会、両学科、教務委員会にて検討を重ねた。その結果、両学科とも一般教育科目に「キャリア教育」の区分を新規に設置した。授業科目としては、「キャリア総合Ⅰ・Ⅱ」を主に幅広い知識と教養を身に付けるために新設し、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を専門職として必要な技能、判断力、行動力を身に付けるために新設することとなった。平成31年度以降、学生の学習成果の獲得状況を測定し、アセスメント・ポリシーに基づき、「キャリア教育」の効果を検証していきたい。また、地域社会や就職先からのニーズも把握し、本学の「キャリア教育」が、学生一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育となるよう改善していきたい。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受け入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受け入れの方針を明確にしている。
- (3) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応

している。

- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受け入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

アドミッション・ポリシーは、大学案内、募集要項、さらにホームページ等で明確にしており、進学説明会、学校内ガイダンス等を通して周知に努めている。

前回第三者評価時に、アドミッション・ポリシーを学科毎に定めるとともに、入学前の学習成果の把握・評価に関する内容も記載するよう改善が望まれるとの指摘を受けた。平成30年度は、上記指摘内容を踏まえ学長の指示のもと、平成31年度より公開するアドミッション・ポリシーを策定した。本学が新たに策定したアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）は、以下の通りである。

下関短期大学は、本学の教育理念「温雅而尚礼節」に共感し、これを体現しようとする人を求めます。

○栄養健康学科は、「しっかりとした知識」を身に付け、「おいしい料理をつくる技能」を培い、「人にやさしい栄養士」として社会に役立つことを志している学生を求めます。

- ①高等学校卒業程度の学力を有する人
- ②自分の考えを相手にわかりやすく伝えられる人
- ③健康と食に関心をもち、栄養士になりたいという強い意志をもつ人
- ④介護食など「福祉」の分野や子どもたちの「食育」推進に貢献したい人

※入学までに次のような力を身に付けておきましょう

- a 「国語」「外国語」等による読解力とコミュニケーション力
- b 「生物」「化学」分野の基礎的な知識
- c 計算力など「数学」の基礎的な力

- d 家庭科「食物」分野の知識と技術
- e クラスや部活動等で仲間と協働して課題に取り組む力

○保育学科は、「しっかりとした知識」と「実践的な保育実技」を身に付け、幼児や保護者に信頼される「笑顔の絶えない保育者」として社会に役立つことを志している次のような学生を求めます。

- ① 高等学校卒業程度の学力を有する人
- ② 自分の考えを相手にわかりやすく伝えられる人
- ③ 保育に関心をもち、保育者になりたいという強い意志をもつ人
- ④ 保育の分野で活躍し、社会に貢献したい人

※入学までに次のような力を身に付けておきましょう

- a 「国語」を中心とした読解力とコミュニケーション力
- b 家庭科「保育」分野の知識と技能
- c クラスや部活動等で仲間と共同して課題に取り組む力
- d ピアノ演奏（入学試験合格者の希望者には入学前から指導します）

なお、上記のアドミッション・ポリシーは、2020年度入学者から適用予定である。

入学者選抜の方法は、入試委員会（教員3名、職員2名）において、毎年受験者分析等を行い、次回の入学選抜方法を検討している。

平成31年度入学生の入試は試験別に次の通りである。

- ①特別奨学生入学
- ②推薦入学（付属高校特別推薦・指定校推薦・一般推薦）
- ③一般入学
- ④自己推薦入学・社会人入学・社会人シニア入学・同窓会（桜山会）会員子女特別入学
- ⑤長期履修学生入学
- ⑥外国人留学生入学

いずれも現行のアドミッション・ポリシーに沿った選考を実施していると考えている。

平成30年度における広報の体制は、広報・学生募集委員会（教員4名、職員4名）を中心に教職員の協力のもと、高校訪問に重点を置いて学生募集広報活動を行っている。入試事務については事務局に専任職員を置き、迅速的確に対応している。学校見学希望者

下関短期大学

に対しては積極的に受け入れており、土・日曜日における希望者への対応は広報室が行っている。

選抜は、学則第10条から第16条及び、下関短期大学入学資格審査に関する細則に基づいた入学資格審査を行った後、合否判定を各学科会議の審議を経て、教授会にて審議し、公正かつ正確に実施している。

平成31年度入学生の入学者選抜は、指定校推薦入学、特別奨学推薦入学、一般推薦入学Ⅰ期、同Ⅱ期、一般入学Ⅰ期、同Ⅱ期、自己推薦入学、桜山会（同窓会）会員子女特別入学、長期履修学生入学、社会人入学、社会人シニア入学、外国人留学生入学の12種類と、付属高等学校特別推薦（保育コース推薦・くらしデザイン推薦）を行っている。

また、入学選抜方法は、進学雑誌、新聞広告、業者進学ネット、業者進学説明会、本学出前授業、本学ホームページ等で詳しく示している。とりわけ高校訪問に重点を置いており、本学の特徴、選抜方法、現状、出身校卒業生の就職状況を含めて詳しく説明している。

入学手続者に対しては、合格通知発送時に両学科から入学までの課題と、遠方者には学生専用アパートの案内をしている。

栄養健康学科は、入学前に前期教科書、実習関連物品、調理材料費一覧表等を予め送付し、入学直後に必要となる経費を通知している。

保育学科は、平成28年度より入学予定者を対象に入学前ピアノ実技レッスンを行っている。2月下旬より4日間の日程で1回30分程度、それぞれのレベルに合わせたピアノの実技指導を行い、ピアノに対する不安を払拭し入学準備を整える機会としている。

現時点においては、受験の問い合わせに対して、広報室長、広報・学生募集委員会の構成委員を中心とし適切に対応している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

基準Ⅱ-A-2で述べた通り、本学における各学科の教育課程は、カリキュラム・ポリシー

一に基づき、各学科の学習成果に対応した授業科目を体系的に編成している。個々の授業科目について、その学習成果をシラバスの「授業の到達目標」において具体的に明記している。このことから、本学では、各学科の教育課程の学習成果に具体性があり、達成及び一定期間内での獲得が可能であると考えている。

各学科の教育課程における学習成果については、基準 I - B-2でも述べた通り、栄養士法等も考慮し設定されており、実際的な価値があると考えている。

平成30年度より、GPA制度を導入し、GPAによる学習成果の測定も可能となるよう改善した。また、先述の通り、測定した学習成果を検証できるようアセスメント・ポリシーも策定した。

学生調査や学生による自己評価、卒業率、就職率などの学習成果を測定している。また、平成30年度卒業生全員を対象とした卒業時アンケートを実施した。

平成30年度は、全学生に対し受講した科目についての学習成果の達成状況を自分自身で評価し、把握してもらう取り組みとして「学習成果の達成状況確認調査」を試験的に実施した。既に単位を取得した科目であっても、苦手な事項について自ら学習に取り組む仕組みになるなど利点も多く、平成31年度は内容を改善し継続していく予定である。

【栄養健康学科】

GPAの他、各種資格取得状況、全国栄養士養成施設協会が行う栄養士実力認定試験の結果等を量的データとして測定している。

上記の他、活用できる質的データの試みの一つとして、「栄養健康学科での学生生活を送るために必要な事項について（達成度アンケート）」を前期開始直後と前期終了後、後期終了時点において実施した。同時に、査定（アセスメント）方法についても検討している。

【保育学科】

保育学科では、学外実習に関する内規に、数値化できる内容が少ないため、その査定については判断基準が明確でなかったため平成30年度よりGPAを導入し資格取得授業に対し規制をかけることとした。また教員の日頃からの観察、付属幼稚園での事前実習の状況、教科目の出席状況、課題提出状況、学習成果を基に、学科会議で十分な協議をして学外実習参加の可否を決定している。今後も査定の在り方について学生に理解できるような内容を検討していく必要がある。

学習成果の達成状況については、平成22年度入学生から導入された「履修カルテ（教職関連科目の履修状況）」を学内LANに作成し、教員間で閲覧できるようにして学生一人ひとりの情報を共有し、対応できるように配慮している。

さらに1年次後期と2年次に、学生に「履修カルテ（自己評価シート）」を記入させることによって、教職を目指す目的意識を高揚させるよう努めている。しかし、この2種類の履修カルテの活用については十分とは言えない状況である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

両学科において、従前より測定していた単位取得率、学位取得率、資格取得率の他、平成30年度より、GPA分布状況も把握し、アセスメント・ポリシーを基に検証する体制を整えた。

同窓生・雇用者への調査は、平成26年度調査以降実施していない。インターンシップや留学などの希望者はいない。大学編入学率、就職率などは、学生のキャリア教育内容に反映の一環として活用している。在籍率、卒業率については広報をはじめ、学科内でも学生募集や学生の学内生活・学習の指導に活用している。

学習成果の量的データとして学期ごとに学期GPA及び通算GPAと各教科の成績結果は、学生に配布するとともに保護者へ郵送し、これを公表としている。質的データとしては、学生授業アンケートの質問項目の一部が、「関心・意欲・態度」に関する内容であることから、それらの質問項目の結果により測定している。これらの結果は学生ホールに掲示を行い、本学ホームページにも掲載している。

【栄養健康学科】

「栄養健康学科での学生生活を送るために必要な事項について（達成度アンケート）」を前期開始直後と前期及び後期終了時点において実施した。このアンケートは、質的データとして活用する以外に、学生自身がアンケートに答えることにより、自身の学習状況を振り返る機会を持つことができるとともに、学習成果の達成状況を把握し、何を身に付けていく必要があるのかを認識することができると考えている。また、学生のアンケート結果より、学科教員も、学生一人ひとりがどのように自身を評価し、また何を身に付けたいと考えているかを知ることができる。アンケート結果を日頃の学習支援に役立てることができるため、平成31年度も引き続き実施をすることとした。

【保育学科】

学習成果の量的データは、各種実習（幼稚園における教育実習、保育所における保育実習等）で行った実習評価の成績結果（4～5段階評価）及び実習施設が記入した所見内容評価、学生による実習日誌の記載内容、学科全体の履修科目の個人成績一覧等により測定している。

平成28年度、実習委員会を立ち上げたことに伴い、実習に対する評価の見直しの必要性についても検討を行った。具体的には、本学の附属幼稚園で「事前実習」として行っている実践的活動に対し、現場からの評価を頂き、学習評価につなげることが出来るようにする評価システムの確立である。この取り組みについては、毎年検討を重ね評価しやすく分かり易いシステムを今後、5か年の内に確立し、活用できるようにしたい。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

卒業生の進路先からの評価については、学外実習における教員の実習先訪問等の機会を利用し聴取しており、実習先訪問等で聴取した意見については学科内で情報を共有し、学習成果の点検に活かしている。

「地域事業場に対するアンケート」は、平成26年9月以降実施できていないのが現状である。

<テーマ 基準基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

平成26年度より調査が停滞している卒業生アンケート、地域事業場アンケートを定期的実施しすることが、喫緊の課題である。

平成31年度より、各授業で積極的にアクティブラーニングを取り入れていく予定である。このことも踏まえ、ディスカッションやグループワークなどで学習する「知識・理解」、「技能」、「表現力」、「思考力」、「判断力」や「興味・関心」、「意欲」、「態度」といった課題への取り組み姿勢をルーブリックによって評価基準を設定し、公正な評価ができるようにしていきたい。

また、測定している学習成果を量的・質的データの公表の在り方について検討していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ - A 教育課程の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 学生便覧[平成29・30年度]、GUIDE BOOK 2017・2018・2019

備付資料 学生生活に関するアンケート調査結果[平成29・30年度]、地域事業場に対するアンケート調査結果[平成26年度]、卒業生の学習・生活・仕事に関するアンケート調査結果[平成26年度]、桜山会会員による下関短期大学に関するアンケート調査結果[平成28年度]、栄養健康学科諸経費一覧[平成29・30年度]、入学前課題[平成29・30年度]、履修指導関連資料[平成29・30年度]、学生個人カード様式[平成29・30年度]、学籍簿様式[平成29・30年度]、就職登録カード[平成29・30年度]、チューター面談記録様式[平成29・30年度]、進路状況表[平成27年度～平成30年度]、単位認定の状況表[平成29年度卒業生]、GPA成績分布状況表[平成30年度]、学生による授業アンケート調査結果[平成29・30年度]、専任教員による教育活動の「計画・目標」及び「実績報告」、補習関連資料、パス・ファインダー資料

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ①教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ②事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ②教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

本学では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき各学科の学習成果に対応した教育課程を編成し、適正に実施している。教員は、担当科目についてシラバスに記載した「成績の評価方法」に基づき学生の学習成果を厳正に評価している。学習成果の獲得状況については、単位認定の状況表、GPAにより適切に把握している。

学生による授業評価アンケートを各学期末に実施している。その結果については、非常勤講師を含む全教員に配布し、アンケート結果を基に各教員が自身の授業を見直している。

本学では、学生に対する授業評価アンケートの他に、教員を対象とした授業自己点検アンケートも実施している。教員には学生の評価結果と自己評価の結果を対比させ、授業改善を行うことを促しており、年度初めに教育活動の「計画・目標」の提出及び年度末に「実績報告」の提出を義務付けている。

教員は授業内容について、授業担当者間での意思の疎通、協力、調整を図っている。関連教科及び専門教科担当者間で個別に話し合いが行われる他、学科会議や教務委員会での協議により共通理解を図り、調整する体制を維持している。

授業担当者間での意思の疎通、協力、調整をより強固にするため、「カリキュラムツリー」を作成している。各学科の教育目的・目標の達成状況については、単位認定状況、GPA等により把握し、各学科において資格取得の可能性を適宜、学科会議で審議するようになっている。

履修については教務課が4月オリエンテーションにて説明をする他、各学科のクラス担任、チューターや教務委員からもクラスアワー等で説明がなされる。また、学生の単位取得状況によっては個別相談に応じている。少人数制で、科目選択のバリエーションも多くないため、すべての専任教員が、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる状況にある。

教務システムの導入により、学生課、進路支援課の職員は単位認定状況、GPA等の学習成果及び各学科の教育目的・目標の達成状況を把握しており、学生の個人相談や進路支援、就職相談や保護者会に活かしている。

さらに事務職員は、FD・SD合同研修会での研修を通じて学生支援の職務を充実させている。

専任の事務職員は、履修方法やカリキュラムを熟知しており、学生に対して履修及び

卒業に至る指導ができる他、卒業後のビジョンについても示すことができる。

図書館の利用方法、蔵書等については、入学当初のガイダンスで学生に説明している。図書館業務は嘱託職員として司書（週3日）、職員（週2日）が交替で勤務にあたっている。図書館は平日（9時～17時）及び長期休業中（指定日有）に開館し、要求に応じ蔵書案内等をしている。ラーニング・コモンズを平成26年度に導入後も毎年学生へのアンケートを継続し（ただし平成30年度は実施していない）、ニーズに合った活用ができることを目指している。現在の図書館の施設設備は、平成6年に竣工され、1階がピロティ、2階が合同講義室及び研修室、3・4階が開架式書架及び閲覧室となっている。学生用に蔵書検索や学習用に自由に使用できるパソコンが4台設置されている他、視聴用ビデオDVDコンポ2台、LDデッキ各1台、DVDデッキ2台、CDデッキ3台等を設置し利便性を図っている。3階ラーニング・コモンズには、ホワイトボード1面、40インチディスプレイ（ブルーレイ再生機器1台）、小型ディスプレイ（ブルーレイ再生機器1台）を設置している。

教員は、情報処理関連の授業ではもちろんのこと、それ以外の授業でも、プレゼンテーションの作成や栄養価計算等のためにコンピュータを使用している。各教員からは、コンピュータを使用しなければならない課題（レポート等）が恒常的に課せられており、空き時間に課題に取り組む学生の姿が頻繁に見られる。すべての学生にメールアドレスが与えられているので、メール添付での提出を条件とする課題も見られる。

新たなソフトや機材が入った際には、ネットワーク管理責任者を中心にマニュアルの作成が行われ、教職員がすぐに使用できる体制を整えている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

学習の動機付けについては、入学式の午後及び翌日の2日間にわたり、オリエンテーションを実施している。その内容は、『学生便覧』を基に教務課、学生課、進路支援課、図書館からの学生生活全般にわたる必要事項の説明をはじめ、各教室、実験室、図書館、ロッカー室等の学内案内を行っている。

さらに各学科において、授業時間割表、履修登録票、『授業計画』（シラバス）を用い、履修関係の説明・指導を実施し、安心して授業に臨めるよう配慮している。指導体制は、学級担任制、チューター制を機能させ、気軽に学習や就職の相談ができるようにしている。

また、卒業時に資格取得ができなかった学生には、必要単位取得のため、科目等履修生として受け入れ、必要な科目を履修させ資格取得ができるようにしている。

基礎学力が不足している学生に対しては、両学科とも補習を行っている。その時期や内容は学科によって異なるが、教員の協力体制のもと、時間割表の中に位置付けたり、放課後や夏季休業中、春季休業中に実施したりしている。さらに就職試験対策の個別指導も行っている。これらの補習は、学生の学力等に応じて両学科とも毎年見直しを行い、充実させている。

近年、レポート作成を苦手とする学生が増加している状況を踏まえ、平成29年度から図書館パス・ファインダーワーキンググループを立ち上げた。ワーキンググループでは、学生がレポート等を作成する際の悩みを解消すべく図書館パス・ファインダーを作成した。学生がこのパス・ファインダーを活用し、事前・事後学習をする際に図書館やラーニング・コモンズを積極的に利用する仕組みとなるよう努めたい。

優秀な学生への配慮としては、平成30年度より導入したGPA制度において、履修の上限を引き上げ、幅広く学べるように配慮している。また、栄養健康学科はゼミ・プレゼミ制度により、入学直後から研究活動ができるようにしている。保育学科では、研究テーマを設定し、フィールドワークを実施する等、理論と実践を融合させた研究を行うゼミを設け、その研究成果は、創作発表会で披露している。

外国人留学生については、平成23年度の入学生を最後に入学していない。また、本学からの留学生の派遣は実施していない。

【栄養健康学科】

〈基礎計算力に関する補習〉

新1年生を対象に、学生の基礎計算力を把握し、底上げをすることを目的に実施している。入学後早い時期のクラスアワーを利用し、基礎計算力テストと解説を行っている。結果は回答状況一覧を作成し、以後の補習で活用できるよう学科教員で共有している。

〈1年生の調理基礎演習補習〉

この補習は、講義・実習の事前知識・技術の補足として実施している。これによって、講義・実習がスムーズに行われ、学生は自主学習のきっかけをつかんでいる。なお、この補習で特に遅れのみられる学生は、教員としっかり話し合い、空き時間及び長期休業中（夏季・冬季・春季）での個人指導、家庭学習によって遅れを取り戻すようにしている。

〈1年生の夏季休業中補習〉

1年全員を対象として、平成29年度は9月4日から9月8日まで、平成30年度9月10日から14日まで、講義及び実習の補習を実施した。特に指導が必要な学生に対しては、併せて個別の補習も実施している。

〈校外実習事前事後補習〉

栄養士校外実習を希望する者は必修とし、2年次に通年で行っている。事前補習は、実習に必要な国語力、計算力、調理能力、マナー等を身に付けることを目標に、講義と実習を組み合わせ実施している。達成できない項目があれば別に時間を設け、基準に到達するまで繰り返し練習を行う。校外実習の約2か月前に最終判定試験を行い、一定の基準に満たない学生は校外実習に行くことはできない。合格の判定が出た学生は実習の手続きを進めていくが、不合格の学生に対しては、学生の希望を聴き、教員間で情報を共有して指導内容を組み立て直す。事後補習は、校外実習報告会を行った後、学生各

人の反省と実習受け入れ施設からの成績報告書を基に、栄養士として不足している部分を重点的に補習している。また、12月に実施される栄養士実力認定試験に向け、eラーニング等を利用して復習を行う。さらに必要に応じてクラスアワーの時間もこの補習の一部として利用している。このクラスアワーは、社会人として具備すべき教養や知識が身に付けられる内容を中心とし、学内行事やボランティア活動等にも利用できる時間としている。この2つの時間を通して栄養士として、また社会人として活躍できる能力を身に付けることを目標とし実施している。

〈マナー教室〉

1・2年生合同による和食、洋食のマナー教室を隔年で実施し、在学期間中に両方のマナーを身に付けることができるようにしている。平成29年度は洋食、平成30年度は和食のマナー教室を行った。学生にとっては、マナーを身に付けるだけでなく、調理や盛り付けについても学ぶことができ、調理技能の向上にもつながっている。

【保育学科】

平成29年度は、夏季補習授業として保育学科1年生全員を対象とし、期間は9月11日から15日までの5日間、1日約2コマで午前中のみ実施した。11日は「テキスト要約」「保育実習指導」を実施し、12日は2クラスに分かれて「実習日誌の添削指導」「音楽」、13日は「実習日誌に使う漢字テスト」14日は「実習日誌に使う漢字テスト」を各担当教員が行った。14日・15日の1コマ目は保育実習担当者が「保育実技実践演習」を、2コマ目は保育実習担当者を中心に「保育実技発表会」を行った。また同時に保護者会を開催し担当チューターが面談を行った。

平成30年度は、夏季補習授業として保育学科1年生全員を対象とし、期間は9月10日から14日までの4日間（12日休み）、1日約2コマで午前中のみ実施した。10日は「実習日誌に使う漢字テスト」「保育実技実践指導」を実施し、11日は2クラスに分かれて「実習日誌の添削指導」「音楽」を各担当教員が行った。13日・14日両日ともに1コマ目は保育実習担当者が「保育実技実践演習」を、2コマ目は保育実習担当者を中心に「保育実技発表会」を行った。

また同時に保護者会を開催し担当チューターが面談を行った。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参加する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパスアメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生生活を支援するための組織として、学生課及び、学級担任、チューターを主軸とした学生指導委員会がある。これらの組織では学生一人ひとりが日々の学生生活を円滑で有意義に送ることができるよう、生活指導や様々な支援にあたっている。

学生活動は学友会（学生自治会）の自主的活動により推進されている。学生課長は学友会の顧問として、各種学内行事（学外研修、スポーツ大会、クリーン作戦、大学祭、学友会選挙等）の実施に関し、これらの活動が活発に行われるようアドバイスを与えるとともに、学生のみでは実施が難しい事柄には支援を行っている。

また、多くの教員がクラブ・サークル活動の顧問を務め、これらの活動を支援している。平成25年度より閉鎖した学生食堂の代替として河野記念館1階でセブンイレブンの出張販売を行い、昼食時の利用に便宜を図っている。

学生が最も利用する学生ホールは、休憩、食事、自習等に活用され、飲み物の自動販

売機、ウォータークーラー、電子レンジ等を設置している。また情報や交流の場として、種々の募集案内やパンフレットが置かれている。学生ホール以外にも、複数の教室を飲食可とし、休憩、食事の場所として開放している。

学生寮閉鎖後（平成15年以降）は、下宿希望者に対し本学指定業者を紹介し、学生の希望に沿った下宿先が見つかるよう便宜を図っている。

公共交通機関を利用しての通学が困難な場合や、家庭の事情等により自動車通学を希望する学生には許可証を交付し学内駐車場の利用を認めている。自転車、バイク通学に対しては駐輪場を開放している。なお平成23年7月より附属高等学校のスクールバスを共用して、朝の登学時間帯に1便、無料送迎バス（JR下関駅～本学）を運行している。

奨学金、授業料の免除は、厚生の一環として進路支援課が担当し取り扱っている。本学が扱っている奨学金には、日本学生支援機構及び山口県ひとつづくり財団のものがある。新入生に対しては、保護者及び学生に対して奨学金に関する説明会を開催している。

学生への経済的支援として、学則第30条及び下関短期大学授業料等の免除又は徴収猶予若しくは分納に関する細則に基づき授業料免除制度を設けている。

また、山口県立西部高等産業技術学校設置の栄養士養成科及び保育士養成科の訓練業務等の業務委託による訓練生を受け入れている。これに加え、栄養健康学科については、教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座にも指定されている。

学生の健康管理については、春先に実施する健康診断、身体測定で学生の健康状況を把握し結果が悪い学生に対しては、本人に再検査、精密検査を受けるよう指導している。なお、保護者宛にも通知書を発送し遺漏のないようにしている。健康等に関する相談の多くは心因的問題であり、近年増加傾向にある。

メンタルヘルスやカウンセリングについては、保育学科教員でもある臨床心理士が「学生相談」として担当している。「学生相談」については、入学及び進学時のオリエンテーション時に学生に案内をしている。さらに、学生への周知を図るため、保育学科のオリエンテーション内で再度案内し、栄養健康学科では、クラスアワーにおいて「学生相談」の広報を含めた心理教育を行っている。

学生生活に関して学生の意見や要望を聴取するため、アンケートを実施している。5年毎に一般財団法人短期大学基準協会による「短期大学生調査(Tandaiseichousa20XX)」を実施し、これにあたる年度以外では本学独自の「学生生活アンケート」を実施し、その集計結果（要望等）は学生ホールに掲示している。アンケート以外に、学友会（学生自治会・サークル）からの要望という形で学生の意見を聴取し、学生の要望や意見を取

りまとめ、各学科や学生指導委員会で協議し、対応にあたっている。

本学では、下関短期大学外国人留学生に関する細則により留学生を受け入れている。ただし、平成23年度の入学生を最後に、留学生は入学していない。留学生が学習する際には、学科長をはじめ担任、チューターによる個別指導と、有志による日本人学生の援助を受けられるようにしている。本学独自の支援として授業料の半額免除を実施している。

社会人学生の学習を支援する体制については、学則第6条及び下関短期大学第1年次に入学した学生の既修得単位等の認定に関する細則に基づき、入学前の既修得単位の認定を行っている。

障がい者への支援体制については、平成29年度より障がいのある学生への担当者（特別支援教育担当者）を置き担当者を中心とし、「障がい学生支援ワーキンググループ」を立ち上げ対応をしている。現時点では、障がい者に対応する施設設備はほとんど無い。

長期履修学生の細則（学則第16条の2、第2項）により、在学期間3年以上6年以内を限度とし、修学が可能である。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して評価するシステムは、現在のところ構築されていない。ただし、顕著な業績を残した者に対しては卒業時に表彰する制度があり、この対象者にはボランティア活動や地域活動等で活躍した者も含まれる。

平成29・30年度は「学生生活アンケート」を実施し、その結果を自己点検・評価委員会にて分析し、教授会出席教職員へ、結果を配布するとともに、教授会にて自己点検・評価委員長より分析結果を報告した。なお、学生に対しては、アンケート集計結果を学生ホールに掲示し公表している。平成30年度「学生生活アンケート」を実施する際に、データの活用状況などを踏まえ、質問項目を検討し改善した。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

就職支援に関しては進路支援課が窓口となり、求人受付及び開拓を行い、学生に就職斡旋を推進している。求人情報は、図書館や学生ホール、相談室、またホームページでも求人情報を確認できるよう求人票を公開している。あわせて、進路支援課担当及び担任やチューターが、各々学生に声掛けをし、就職活動を支援している。

就職支援のための施設として、相談室（本学における進路支援室の名称）を設置し、学生の就職支援に当たっている。

また、クラスアワーにおいて進路支援課専任職員による就職ガイダンスを実施している。その内容は、就職登録カード作成、就職ガイドブック配布説明、履歴書の書き方指導などである。また、就職希望先の試験内容に応じ、進路支援課専任職員、担任、チューターを中心とした支援を行っている。

学科毎の卒業時の就職状況については、毎年進路支援課より教授会にて結果報告がなされている。進路支援課において就職状況の分析・検討が行われ、その結果を学生の就職支援に活かしている。

近年は、両学科とも進学希望者が少ない状況ではあるが、希望する学生には、各学科の教員が中心となり、必要に応じて一般教育担当教員も含め、支援にあたっている。また、留学に対する支援は具体的には行っておらず、パンフレットの設置、ポスターの掲示等留学に関する情報提供に留まっている。

就職支援に関しては、少人数の大学ならではの良さを前面に出し、一人ずつ面談・相談しながら就職先を探し、内定を取り付けていることは本学の強みである。

今後さらに担任、チューター、広報・学生募集教育委員会が学生支援に対して情報を共有し、学生一人ひとりにあった支援を図って行きたい。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

入学者に対し、入学直後に2日間オリエンテーションを行っているが、さらに学生の理解を深める必要がある。クラス担任、チューターを中心に、資格取得及び卒業を見据え個人に応じた学生生活の送り方に関する支援の体制づくりを図ることで、退学者、休学者「0」を目指したい。

また、学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動など）に対する評価基準を設定していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特記事項なし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

○今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

平成26年度より調査が停滞している卒業生アンケート、地域事業場アンケートを定期的に実施しすることが、喫緊の課題である。

また、平成31年度より、各授業で積極的にアクティブラーニングを取り入れていく予定である。このことも踏まえ、ディスカッションやグループワークなどで学習する「知識・理解」、「技能」、「表現力」、「思考力」、「判断力」や「興味・関心」、「意欲欲」、「態度」といった課題への取り組み姿勢をルーブリックによって評価基準を設定し、公正な評価ができる仕組みの構築が望まれる。

さらに、測定している学習成果を量的・質的データの公表の在り方について検討していく必要がある。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

備付資料 専任教員の個人調書 [平成29・30年度]、教育研究業績書 [平成29・30年度]、非常勤教員一覧表 [平成29・30年度]、下関短期大学紀要34～37号 [平成27年度～30年度]、ウェブサイト「山口県大学共同リポジトリ維新」、専任教員の年齢構成表、専任教員の研究活動状況表 [平成29・30年度]、外部研究資金の獲得状況一覧表 [平成27年度～30年度]、教員以外の専任職員の一覧表 [平成29・30年度]、FD研修会記録 [平成27年度～30年度]、SD研修会記録 [平成平成27年度～30年度]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、承認はその就業規則、選考規定等に基づいて行っている。

<基準Ⅲ-A-1の現状>

本学は、栄養健康学科、保育学科で構成されており、各学科の教育目的を達成するた

下関短期大学

め、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、教員の専門性を重視した人員配置を行っている。この人員配置は、平成29年度より再構築したカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づいている。なお、専任教員でカバーできない科目については、非常勤講師を配置している。さらに、栄養健康学科では助手を3名配置しており、よりきめ細かな授業展開を可能にし、学生の安全面でも効果を発揮している。平成30年5月1日現在における教員数は、下記表に示す通り、「短期大学設置基準別表第1（第22条関係）」に定める教員数を充足している。

専任教員の職位については、「下関短期大学教員選考基準」により、教授、准教授、講師、助教にふさわしい選考基準を定め、それらを充足している者に授けており、採用、昇任については、「下関短期大学教員選考規則」、「学校法人河野学園昇任規程」に基づいて行っている。

なお、専任教員の人数は、「短期大学設置基準別表第1（第22条関係）」に定める教員数を充足している。

下関短期大学専任教員数（人）

平成30年5月1日現在

学科名	専任教員数					設置基準で定める教員数		助手	非常勤教員数
	教授	准教授	講師	助教	計	[イ]	[ロ]		
栄養健康学科	3	1	1	0	5	5	—	3	6
保育学科	2	1	3	0	6	6	—	0	10
（小計）	5	2	4	0	11	11	—	3	16
一般教育	2	0	1	0	3	0	3	0	1
（合計）	7	2	5	0	14	14		3	17

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果を上げている。

- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員は、各学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、研究活動を行っているが、研究活動の業績には個人差があり、全体として十分な成果を上げているとは言えない。今後は、平成29年度に再構築したカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、研究活動を積極的に行っていく予定である。

専任教員が研究、研修等を行う時間として週に1日研修日を確保しているが、事務職員の減少、各種用務の増加、学生に対する補習及び個別指導の増加、地域活動の増加により、研修日を本来の目的に十分に充てることができない状況である。

個々人の研究活動の状況についてはホームページ上に公開し、大学ポートレートに参加しているが、公表内容の定期的な見直しがされていない。

平成29年度において、科学研究費補助金等の外部研究費を獲得している専任教員は1名である。

専任教員の研究活動に関する規程について本学では、以前より「下関短期大学科学研究費補助金に関する規程」（平成23年4月1日制定）、「下関短期大学における研究者等の行動規範」（平成24年4月1日制定）を整備していた。

平成27年度に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を実施したところ、23項目が不十分であることが明らかになった。そのため、学術関係責任者を中心に規程等の見直しを行い、

平成27年度第15回教授会にて「下関短期大学科学研究費補助金に関する規程」の改定（9条の2、3内部通報制度の新設）、「下関短期大学公的研究費の内部監査規程」、「下関短期大学公的研究費 内部監査マニュアル」の新設が承認された。

現時点における本学の専任教員の研究活動に関する規程については、「下関短期大学科学研究費補助金に関する規程」（平成23年4月1日制定）、「下関短期大学科学研究費補助金に関する規程」（平成28年3月22日改定）、「下関短期大学公的研究費の内部監査規程」（平成28年3月22日制定）、「下関短期大学公的研究費 内部監査マニュアル」（平成28年3月22日制定）を整備している。

本学教職員の研究成果発表の場として、「下関短期大学紀要」を毎年1回の割合で刊行し、学内関係者をはじめ国内研究機関（短大・大学等）への送付を行っている（平成27年度～平成28年度164箇所）。さらに、平成20年度から開始された県域学術機関リポジトリ共同構築事業「維新」には平成21年度から参加し、既発行分の「下関短期大学紀要」（1号～平成29年度発行36号）掲載論文をWeb上に全文公開している。

その他、個人研究については、各所属学会における論文集、学会誌、抜刷等を本学図書館で管理、公開している。

専任教員には一人1室の研究室を確保し、一人1台のパーソナルコンピュータを備えつけ、専任教員の研究活動を支援している。

なお、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程については定めていない。

FD活動については、「下関短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を整備しており、これに基づきFD活動を適切に行っている。平成29年度には、FD・SD合同研修会を1回、FD研修会を1回開催した。平成30年度には、「授業計画」の記載項目等の検討及び記入方法について、平成31年度からの新教育課程についての確認等をテーマとし、2回のFD研修会を実施した。

SD活動については、平成29年度には、FD・SD合同研修会を1回開催した。平成30年度には、4回のSD委員会を実施した。その他、新聞等の切り抜きの供覧、学外研修等への参加、復伝等により、教学や教育研究活動等の情報を共有している。

専任教員は、日頃より、他の部署とのコミュニケーションを図り、学生の学習成果を向上させるため、学生に関する情報の共有に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を準備している。
- (6) 防火対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

①事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育的究活動等の支援を図っている。

- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<基準Ⅲ-A-3の現状>

事務組織は、「学校法人河野学園組織規程」に基づき、毎年度、事務分掌を明確にし、人員配置及び担当者を検討の上、法人事務局長を兼務している事務部長の下で業務を遂行している。また、学生が利用・相談しやすい事務組織であるように、学生部、教務課、学生課、進路支援課等を同一施設にまとめており、各課の連携を図ることで学生の学習成果が向上するよう学習支援を推進する組織体制をとっている。

職務の遂行に当たっては、次の事務関係諸規程を整備し、本館1階中央に事務部及び学生部を配置し、情報機器・備品等を整備して事務処理を行っている。

事務関係諸規程として、「学校法人河野学園組織規程」、「学校法人河野学園文書取扱規程」、「学校法人河野学園公印取扱規程」、「学校法人河野学園事務決裁規程」、「学校法人河野学園経理規程」、「学校法人河野学園工事の執行及び物品の購入に関する細則」等が制定されており、諸規程に則って事務処理を行っている。

次に、防災対策、情報セキュリティ対策については、消防法等の法令、「学校法人河野学園防火管理規程」、「学校安全に関する危機管理規程」等に基づき防災・防犯対策等を実施している。情報セキュリティ対策としては、「河野学園個人情報保護のガイドライン」を制定し、機密及び個人情報の守秘等に努めている。

本学におけるSD活動については、「下関短期大学SD委員会規程」に基づき、業務の見直しや事務処理の改善等、事務職員の能力開発、学内研修会等を実施し、組織の円滑運営を進め、意識改革を図っている。学内研修会は、短大事務職員の人員削減等の問題もあり、FD委員会とも連携を図り、教職員合同の研修会を行っている。SD活動は、短大事務職員の人員削減等の問題もあり、文書供覧を中心に行っている。

また、「北九州・下関高等教育機関会議」に参加し、北九州市及び下関市の大学、短大等と各学校が対応すべき諸課題について協議したり、情報交換等をしたっている。

事務職員は、学園内の他部門・他部署の業務を兼務する者が多い中、担当する業務の遂行に当たって、正確かつ適正に処理を行うため、常に必要な業務の見直しや事務処理の改善、合理化に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事管理が適切に行われている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<基準Ⅲ-A-4の現状>

労働基準法等の法令に基づき、教職員の就業に関する諸規則として「学校法人河野学園就業規則」、「教職員給与規程」、「教職員退職金規程」、「学校法人河野学園教職員育児介護規程」、「介護休業規程」、「河野学園セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」、「学校法人河野学園再雇用職員規程」等、教職員の就業に関する諸規程を整備している。

教職員の就業に関する諸規程を事務局に備え付け、教職員が常時閲覧できる措置を取っている。また、就業に関する諸規程の改廃等を行った場合には、教授会や事務局内の教職員掲示板を利用し、周知を図っている。

教職員の就業については、法令等に則った労務管理を行い、教職員は、就業規則を遵守しており、人事管理は適正に行われている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員数は「短期大学設置基準」を充たしており問題はないが、平成30年度においては、常勤専任教員14名の内、再雇用者は7名、常勤専任職員6名の内、再雇用者は2名を占めており、専任教職員の年齢構成に偏りがみられる。人件費を抑制することはできているが、中・長期的には、年齢のバランスの取れた人員配置を行う必要がある。

また、専門性だけではなく、コミュニケーション力・キャリア教育・地域貢献・国際貢献等に対応できる教員の配置についても検討する必要がある。

専任教員の研究活動については個人差があり、全体的には活発とは言えない。地域の高等教育機関として、地域や学生に還元できる研究内容となるよう理解と協力を求めていく。

また、研究を積極的に行っている者に対しては時間と予算の確保、研究支援体制の整備が必要である。

研究活動の公表については、早急に内容を精査し、定期的な見直しのルールをつくり、更新する必要がある。

紀要刊行に関して、本学の研究状況を踏まえて、以下の2つの課題が挙げられる。

- (1) 個人研究が主体であるが教員の研究成果・発表状況については個人差がある。
- (2) ゼミナール活動・公開講座等は、教員による共同の教育活動は行われているものの、共同研究や成果発表にまでには至っていない。

特に(1)については、教職員全員に定期的に教授会等の場で「下関短期大学紀要」の執筆の呼び掛けを行い研究の推進を促しているが、研究成果発表までには結びついていないのが現状である。

なお、冊子体での発行については当面の間、継続する予定である。昨今の電子化に伴い冊子体の発行を中止している紀要もみられるが、人文科学系論文中に資料掲載を行う場合、Web上の公開は不許可だが紙面のみ掲載許可が下りる場合が存在するためである(平成27年度34号1件有)。専任教員と非常勤講師の採用・委嘱の人員バランスについては、財政的に可能な範囲で見直しを行い、教員組織を整備していくことが必要である。

事務組織については、短大事務職員の人員削減による業務の兼務、専任教員への事務職兼務等負担は大きくなっているが、現状の規模にあった事務組織の再構築を検討し、『学生便覧』の事務機構を基に、今後とも、協働体制で事務処理をしていきながら業務分担の改善をしていく。

短大プロパーの事務職員の増員は財政上の理由から困難である。人員削減による事務

処理能力の低下や学生に対するサービスの低下を防ぐため、SD活動等を通しての職員個々のスキル向上や意識改革、さらに教職員の協働意識の高揚を図る必要がある。「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年3月31日公布）によりSDが義務化され、SDの対象者は事務職員だけではなく、教育職員や技術系職員等も含まれるため、全学的な取り組みを行う必要がある。

また、事務職員の資質・能力の向上を図るという観点で見た場合どのような事務組織、事務分担が適切であるか検討する必要がある。さらに、費用対効果も考慮しながら外部研修への参加を検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料 校舎配置図、ウェブページ「図書館」

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適正な面積の運動場を有している。
- (3) 後者の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数

などが適切である。

①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

②図書館又は学習資源センター等に参考書、関連図書を整備している。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

<基準Ⅲ-B-1の現状>

校地の面積は、17,298㎡あり、短期大学設置基準の規定の必要校地面積 1,800㎡を充足し、適切な面積の運動場も有している。校舎の面積は、6,553㎡あり、短期大学設置基準の規定の必要面積 3,250㎡を充足している。学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき講義室、演習室、実験・実習室及び機器・備品を整備している。

栄養健康学科においては、平成27年度に給食実務校外実習先の大量調理施設で使用されていることの多いスチームコンベクションオーブンを給食実務実習室に設置し、平成28年度の授業より活用している。平成28年度には、調理実習室内に師範台でのデモンストラーションの様子が全学生に見えるようモニターを設置したが、栄養士養成施設として最新の实習機器を完備しているわけではない。保育学科においても、保育現場で実際に使用しているような模擬実習室・演習室や設備が十分備わっているとは言えないのが現状である。また、バリアフリー化等障がい者の受け入れに対応しているとも言いがたい。

本学図書館は平成6年に竣工し、1階は教職員共用駐車場、2階はエントランス・ホール（兼資料展示室）及び研修室、3階はレファレンス・カウンター、開架閲覧室及び事務室（兼資料整理室）、4階は開架書庫・閲覧室として開放しており、延べ床面積1,166.61㎡（ピロティ部分を含む）、閲覧席は94席設置している。平成26年度から3階にラーニング・commonsを導入し、絵本コーナーを4階から3階に移動させた。蔵書数は、平成26年度現在約37,000冊、学術雑誌の種類は合計16誌（栄養健康学科関連10誌、保育学科関連6誌）である。栄養健康学科の雑誌数が多いのは、いわゆる専門書よりも雑誌の方が最新情報を得やすいためである。図書館の設備については、2階研修室にビデオデッキDVDコンポ、投影プロジェクタ、3階閲覧室（ラーニング・commons）に平成27年度から40インチディスプレイとブルーレイ再生機を設置し、ディスプレイはパソコンとの接続も可能になるよう可動式にした。その他、個人視聴用として、ビデオDVDコンポ、DVDデッキ、CDデッキ、ブルーレイ再生機と画面（1台：平成28年度設置）、蔵書検索性端末機（パソコン1台）、作業用のパソコン（4台）を設置している。購入資料の選定・廃棄

については、「下関短期大学図書館資料収集管理規程」に基づいて行っている。蔵書・学術雑誌等の資料については、両学科の必要な資料を系統的に備えるように各学科から図書委員を選出し、学科の意見を踏まえた購入ができるよう配慮している。学生の参考図書は、授業関連図書の内、『授業計画』（シラバス）に「参考書」と掲載された書籍を図書館で確認の上、参考書コーナーを設置して分かりやすく配架している。その他、学生用一般図書については、本学の歴史に係わる資料（郷土史等を含む）、学生・教員（非常勤講師含む）からのリクエスト、司書の意見等を参考に図書委員会で選書の上、購入を行っている。なお、教員の個人研究図書資料については、図書館会計とは別枠の個人研究費でまかなっている。

体育館は、昭和51年6月竣工、平成26年3月に耐震補強工事を完了した。面積は1,078㎡でバレーボール、バスケットボール、バドミントン競技ができ、授業、課外活動に十分対応できる体育施設である。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<基準Ⅲ-B-2の現状>

施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）の維持管理は、「学校法人河野学園経理規程」に基づき行っている。

定期的なメンテナンスについては、専門業者（電気設備点検：(財)中国電気保安協会、消防設備：(有)中里防災設備、ネットワーク機器保守：NTTデータカスタマサービス(株)）により実施している。また、夜間の防犯・防災対策は、総合警備保障(株)に委託して機械警備を行っている。

校舎の地震対策については、学園として平成23年度から4年計画で耐震化工事を実施

しており、平成26年度は短大の校舎A棟（旧2号館・3号館）の耐震補強工事を実施した。平成27年度には1号館を取り壊し、学園周辺の整備工事を実施した。

火災対策は、「学校法人河野学園防火管理規程」を整備し、消防法等の法令、防火管理規程に基づき防火対策等を講じるとともに、学生、教職員参加の防火避難訓練を年1回実施している。防犯対策については、「学校安全に関する危機管理規程」により対策を講じている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、ウイルス対策ソフト（F-Secure）をサーバ、クライアントPCすべてに導入し、ウイルス感染防止に努めている。なお、総合的なセキュリティ対策はネットワーク管理責任者が行っている。

省エネ対策としては、「下関短期大学冷暖房設備使用内規」に基づきエアコンの設定温度、照明の無駄な点灯の注意等全職員に周知している。また、学内のトイレ等の照明機器のスイッチを人感センサー式に、蛍光灯をLEDに年次計画的に切り替え作業を進めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

今後は、両学科ともに実習、演習に必要な施設設備、機器備品を年次計画的に整備・更新を行っていく必要がある。

また、学生からの要望等を考慮しつつ、学生のための福利厚生施設・設備の整備も計画的に進めていく。

図書館における資源に関する課題として挙げられるのは、電子書籍・電子ジャーナルの購入・閲覧である。電子書籍については国内出版社が提供するコンテンツが限られていること、電子ジャーナルについてはオープンアクセス分のみ検索・利用していること等から、今まで購入を見送ってきた。

来校者が校舎に立ち入る場合は、事務局窓口において手続きを行い、許可を得た者でないと入校できないことになっているが、敷地内に入る来校者の把握は十分とは言えない。防犯対策として、付属高等学校・付属幼稚園も同一敷地内に併設しているため防犯カメラ等の設置について引き続き費用対効果等を考慮しながら検討する。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料 学内LAN設置図・構成図、B棟情報処理第1演習室機器配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の配分を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、有効的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

<基準Ⅲ-C-1の現状>

各学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、学生には「情報概論」、「情報機器操作入門」、「ワープロ文書技法」等の科目において情報技術を修得・向上させている。また、情報処理第1演習室横の研究室に教員（ネットワーク管理責任者）が常駐し、学生からの問合せ等に対応している。教職員の情報処理等の技術の向上に関しては、主として個々の自助努力あるいは教職員相互による教え合いに委ねられている。解決困難な学生及び教職員からの問合せに対しては、主としてネットワーク管理責任者が技術支援を行っている。

教室、研究室、事務部門の情報機器は更新を行っている。様々な場所で発生する技術的問題を、ネットワーク管理責任者が集約し対策を行い、さらに施設整備担当と情報を共有し、技術的資源を見直し適切に維持している。また、ネットワーク管理責任者が中心となり、授業等で技術的資源を活用できるように配慮している。

各教職員には専用のコンピュータが貸与されている。各コンピュータには授業や学校運営に必要な最低限のソフトがインストールされ、教職員が学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づいて、授業や学校運営に活用できるようになっている。

学生の学習支援のために必要な学内LAN整備は、短期大学全体をカバーしている。学内のパソコンは基本的にすべてLANに接続しており、学生の学習支援に有効活用できるようになっている。

教員は、新しい情報技術等を活用して、効果的な授業を行うことができる環境となっている。近年、プレゼンテーションソフトやインターネットを使用した授業が多くなり、コンピュータ室の使用率は増加傾向にある。

学習支援を充実させるために、教職員のコンピュータ利用技術を向上させている。教職員は日常的にメールを通じて業務を遂行する等、すべての教職員のコンピュータ利用技術が向上するよう配慮している。それにより学生が教職員に対してメールを通じて学習支援の要請ができるようになっている。また、平成24年度より新しい成績管理システムを導入する等、業務の効率化に努めている。

学生が学習する教室としては、情報処理第1演習室、第2演習室を整備している。また、図書館、給食実務実習室にも学生が利用できるパソコンを整備している。

なお、今後は平成30年度に再構築したカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、学習成果を獲得させるために技術的資源を整備していく予定である。

下関短期大学

情報機器等整備状況

平成30年5月1日現在

教室	品名等	数	備考
情報処理第1演習室 (B44)	学生クライアントPC	31	Windows8
	プリンタ	1	
	プロジェクタ	1	
情報処理研究室 (B43)	ファイルサーバー	1	授業用ファイル共有
情報処理第2演習室 (B41)	学生クライアントPC	3	ゼミ、自主学習 WindowsXP
	プリンタ	1	
図書館	学生クライアントPC	4	図書検索 Windows8他
	プロジェクタ	1	天井吊下げ式
給食実務実習室 (A15)	学生クライアントPC	3	給食実務 Windows8
	プリンタ	1	
学生課	学生クライアントPC	1	進路閲覧用 Windows8

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学生のパソコン教室の整備等技術的資源の拡充は継続しているが、基本的施設設備に留まっている。

世の中のICT情勢については、ここ数年間でスマートフォンやタブレットが爆発的に普及したことにより、インターネットの活用方法がパソコンからそれらの電子機器にシフトしている。これは本学においても同様であり、今後も更なる発展が予想されるため、学内のICT設備においてはそのような新たな電子機器との連携を考慮する必要がある。本学から幅広い教養、柔軟な思考を持つ学生を社会に送り出す為には、最新のICTの活用能力は必須である。将来における様々な能力向上に結び付く大きな可能性を秘めていることから、ICTを活用した最新の学習方法の改善と、それを支える施設・設備の整備が課題となっている。

今後、新しい授業方法の導入や、タブレット型端末等の採用を拡充の対象に含めて検討する。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式1]、事業活動収支計算書の概要[書式2]、貸借対照表の概要[書式3]、財務状況調べ[書式4]、資金収支計算書・資金収支内訳表 [平成27年度～30年度]、活動区分資金収支計算書 [平成27年度～30年度]、事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [平成27年度～30年度]、貸借対照表 [平成27年度～30年度]、経営改善計画書、事業報告書 [平成29・30年度]、事業計画書／予算書 [平成29・30年度]

備付資料 財産目録及び計算書類 [平成27年度～30年度]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり、均衡している。
 - ②事業活動収支の収入超過または支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適当である。
 - ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、

関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

- ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③年度予算を適正に執行している。
- ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資産出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<基準Ⅲ-D-1の現状>

本学の財務における現状は、資金収支については、平成23年度から平成29年度までに耐震補強工事や学園整備事業、付属幼稚園保育所機能部分の園舎増築工事、付属高校調理実習施設・設備の整備を行ったため、施設関係支出が増加し、支払資金が減少している。このことにより、事業活動収支についても、基本金組入額が増加し、収支差額は支出超過の状態が続いている。貸借対照表についても同様に、有形固定資産が増加し、運用資産が減少している。

当年度収支差額が支出超過となっている原因は、基本金の組入額の増加によるものであり、計画的に2号基本金に組入れていなかったためである。

退職給与引当金については、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額の100%を計上している。なお、付属高等学校・付属幼稚園については、山口県私学振興財団からの交付金が同額のため、退職給与引当金は計上していない。

資産運用は、「学校法人河野学園資産運用規程」に則り運用を行っている。

教育研究用の施設設備及び学習資源の資金配分については、前年度の12月に各学科等から提出された事業計画により、新年度の在籍見込数による収入金額を見積もり、収入に見合う予算を配分している。

平成29年度の入学充足率は、栄養健康学科77%保育学科64%、平成30年度の入学充足率は、栄養健康学科57%保育学科76%である。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立大学振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ②人事計画が適切である。
 - ③施設設備の将来計画が、明瞭である。
 - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分などの計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスが取れている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<基準Ⅲ-D-2の現状>

平成28年度から附属幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行をきっかけに学園の存続・発展のための『学園中期計画』（平成29年度～平成33年度）を平成28年12月に以下の通り策定した。

- (1) 5年間の入学生の数値目標の設定
- (2) 学生・生徒募集等広報活動の見直し
下関市内に重点を置き、シンプルで分かりやすい募集を行う。
- (3) アンケート等の活用による学生・生徒の入学動機の分析
従来の内容の見直し、分析結果を次の募集活動につなげる。
- (4) 出口指導・キャリア教育の推進
全職員を挙げて学生・生徒の就職・進学活動に取り組む
学生・生徒一人ひとりの進路設計の援助（担任・チューター・進路指導・学生支援）
- (5) 「わかる授業」に向けての教員の意識改革
学生のニーズを把握して授業改善を図る。
生徒の学ぶ意欲をどう引き出すのか、授業満足度は生徒募集に繋がる。
- (6) 附属高等学校との連携強化（授業での連携、大学教員による中学校訪問）
高大連携教育の一層の充実を図る。（保育コース・調理コース）
- (7) 出身校への情報提供の強化
学生・生徒の近況、就職・進学情報等をタイムリーに知らせる。
学生・生徒による母校訪問の実施。（暑中見舞いはがきの郵送等）

(8) 同窓会の活用、地域との連携

同窓会にも積極的に学生・生徒募集支援を要請する。

以上を基本戦略として、学生・生徒募集に全力を挙げ、年次ごとの入学生の数値目標を達成する。

人事については、退職者の補充は定年退職者を年俸制で再雇用し人件費の抑制を図っている。施設設備については、耐震補強工事と同時にリニューアル工事を行い、平成26年度である程度の施設設備は更新することができた。

財務状況については、理事会、評議員会に提出した「事業計画書」、「事業報告書」を本学ホームページに公開している。また、年度当初の教授会において、学長が「下関短期大学経営方針」を教職員に説明し危機意識を共有している。

<テーマ基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

両学科とも慢性的な定員割れにより短大の収支が悪化している。財政・経営上、収容定員充足率は85%以上必要であると考えており、入学者数の増加を図ることが喫緊の課題である。

付属高等学校では、平成27年度には本学設置学科を前提としたコース（普通科保育コース・調理科）に改編した。また、平成29年度には本学栄養健康学科への進学を想定し、栄養士の資格を持った調理師を育成するために調理科を新たに設置した。

今後も、本学と付属高等学校との連携・協働による5年間一貫教育をアピールした募集戦略を展開し、本学及び付属高等学校の収容定員充足率を改善する必要がある。

本学及び付属高等学校の入学者数の減少が、学園全体の財務状況を悪化させている。法人全体の財務状況を改善するためには、短大及び付属高等学校の定員充足率を上げることが喫緊の課題である。

<テーマ基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし

・ **基準IV リーダーシップとガバナンス**

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 学校法人河野学園寄付行為

備付資料 理事長の履歴書、学校法人実態調査表（写し）[平成27年度～30年度]、理事会・評議員会等綴 [平成27年度～30年度]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ②理事会は、理事長が招集し、議長を努めている。
 - ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ②理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき選任している。

③理事は、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定を準用している。

<基準IV-A-1の現状>

理事長は、平成15年4月に就任し、本学の教育理念「温雅にして礼節をたつとぶ（温雅而尚礼節）」及び下関短期大学・同付属高等学校・同付属幼稚園の教育理念・目的を基本に据えた学園運営を行っている。また、理事長は、学校法人河野学園寄附行為第15条（理事長の職務）に基づき本法人を代表し、その業務を総理し、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、本法人の意思決定機関としての理事会運営を行っている。毎会計年度終了後2か月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、評議員会において意見を求める等、寄附行為、学園規程、諸法規を遵守した運営を適切に行っている。

理事会は、寄附行為の規定に基づいて理事長が招集し、議長を務め、事業計画等の本法人の業務を決定すると共に、理事の職務の執行を監督している。

学長は理事会の理事として第三者評価に係る報告書作成の先頭に立ち、その責務を果たしている。

理事会は、私立学校法の定めるところにより法人の業務を担っており、本法人が設置している短期大学の予算、決算、教育研究等運営について、法的な責任があることの認識の下に議決等を行っている。

また、理事会は、本法人の運営に必要な寄附行為、学則、就業規則等の規則を審議、整備を行っている。

本法人は、私立学校法第47条（財産目録等の備付け及び閲覧）の定めるところに従い、財産目録等を短期大学のホームページに公開している。

理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき選任し、寄附行為に従って適切に構成されている。また、理事は、寄附行為第7条（理事の選任）により選任されており、本法人の健全な経営についての学識及び見識を有している。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事会等は、私立学校法及び寄附行為の定めるところにより業務を行っており、管理運営体制は確立できている。

本法人は、入学者の減少による学園の財政事情の改善に向けた諸施策を検討し、今後とも適切な理事会及び管理運営体制を維持する努力をしていく。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

備付資料 学長の個人調書、学長の教育研究業績書 [平成29・30年度]、教授会議事録 [平成27年度～30年度]、各委員会・各学科会議事録 [平成29・30年度]、学生便覧[2019年度]、下関短期大学教育課程委員会規程、下関短期大学におけるGPA制度の取り扱いに関する要綱、下関短期大学と下関短期大学附属高等学校との連携協定書

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し、識見を有している。
 - ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④学長は、学生に対する懲戒（退学、定額及び訓告の処分）の手続きを定めている。
 - ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ①教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教

- 育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤教授会の議事録を整備している。
 - ⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程に基づいて設置し適切に運営している。

<基準IV-B-1の現状>

平成30年3月、これまで5年余りにわたって本学を導いた野中宏司学長が退任し、中村芳喜学長が「下関短期大学学長選出規程」によって選出された。前学長同様に人格が高潔で、学識に優れ、大学運営に識見を有するものであり、本学の教育理念に基づき、教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて次のように取り組んでいる。

本学の建学の精神に基づいた教育方針に従い、かつ各教科の教育目標を達成するため、教員の教育活動<カリキュラム、『授業計画』(シラバス)、授業方法、授業内容、学習成果>について、栄養健康学科長・保育学科長から報告を受けた後、必要な事案については運営会議に示し、意見を聴取した後、学長としての判断を下し、重要事項は、教授会に諮り、決定している。また、年度当初には全教職員に対し短期大学の運営方針を示し、教育に対する共通理解や学生指導の意思統一を図っている。

特に平成30年度は学長の指示の下に「GPA制度」、「教職員評価制度」が導入され、従来実施してきた「学生による授業評価」も要領として整備され、より組織的かつ効果的に運用されるようになった。また「教育課程委員会」を設置して「ナンバリングの実施・カリキュラムツリーの作成」や「GPAの多面的な運用」が進められている。

さらに、高大連携も図られ、附属高等学校及び早鞆高等学校との協定締結(科目等履修生の受け入れ・講師派遣等)、また東亜大学とは本学栄養健康学科卒業生の編入学に係る協定締結もなされた。「三つの方針」については各学科で再検討され、あわせて「アセスメント・ポリシー」も新たに定められた。

以上のことより、学長は、教育・研究の全体状況を視野に入れながら判断し、学長としてのリーダーシップを発揮している。

学長は、教授会を学則等の規程に基づいて開催し、教員の人事、教育課程、学則及び諸規程、研究等に関する事項について審議しており、本学の教育研究上の審議機関とし

て適切に運営している。

教授会の運営については、本学の学則第32条に定められており、これを受けて「下関短期大学教授会規程」を設けている。学長は、教授会を短期大学の教育研究上の審議・決定機関として位置付け、学則及び教授会規程等に基づき運営している。各学科、運営委員会、各種委員会から提出された協議事項は適切に審議され、決定後は、即座に実行に移されている。

教授会は、教授会規程に基づき、学長が議長となり、教授、准教授、講師、助教、助手及び本会が認めたその他の職員、すなわち構成員で組織され、月1回の定例教授会の他、入学者合否判定教授会が開催されている。

教授会議事録については、下関短期大学教授会規程第9条の通り、学長が指名した書記によって記録され、議事録署名者によって確認された議事録は、5年間保存されている。平成29年度・平成30年度の教授会は、それぞれ計19回開催され、この中には入学者合否判定の教授会も含まれている。開催状況については以下の通りである。

教授会では、三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関する案件も随時取り上げられ、全教職員が共通認識を持ちうる場となっている。

教授会の下部組織として運営会議（両学科長及び幹部教職員で構成）の他、各種委員会を設けており、各委員会規程に基づき適切に運営している。

なお、学生に対する懲戒規定については平成29年4月に定めている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

機能的な事務組織を確立するために、平成25年度から教務システムを導入し、事務の簡素化を図っているが、事務局職員の人数が少ない現状から事務分担・人員の配置等について検討し、平成31年度から1名増員する予定である。

委員会組織については、常設的な委員会（分掌）と特定のテーマを扱う委員会が混在しており、今後整理が必要である。

「行動計画」については自己点検・評価の総括表を作成したので、重複を避けるため、これに代えることとした。

運営会議には教授会構成員の約半数が参加しているので、重要な案件のみを図ることとした。議題は学長判断ではなく各分掌長から提案されるが、学長は独断専行にならぬよう配慮する必要がある。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

備付資料 監査報告書 [平成27年度～30年度]、理事会・評議員会等綴 [平成27年度～30年度]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について、適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<基準IV-C-1の現状>

監事は、学校法人河野学園寄附行為第8条（監事の選任及び職務）に基づき、本法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行っている。理事会には、2名の監事が出席して、本法人の業務又は財産の状況について意見を述べている。監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出しており、適切に業務を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<基準IV-C-2の現状>

評議員会は、私立学校法第44条（評議員の選任）及び寄附行為第23条（評議員の選任）の規定に基づく評議員をもって組織し、評議員は理事定数の2倍を超えて選任されており、理事会の諮問機関としても適宜適切に意見を述べ運営している。評議員には県議会議員、市議会議員も含まれており、多方面からの意見、情報の提供を受けている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校教育法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<基準IV-C-3の現状>

本法人及び本学は、毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、3月開催の理事会において決定している。決定した事業計画については、速やかに関係部門に開示し、計画に基づき事業を遂行している。また、予算については、経理規程等に基づき適正に執行し、予算の執行状況については、適宜、事務局長を経て理事長に報告されている。

会計処理は、法人事務局において学校法人会計ソフトを使用して、適正に処理している。資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用についても、専用ソフトを使用し、安全かつ適正に管理している。

教育・財務に関わる情報公開については、学校教育法施行規則、私立学校法第47条（財産目録等の備付け及び閲覧）の規定に基づき、教育情報を本学ウェブサイト上で公表するとともに、併せて財務情報の公開を行っている。

公認会計士の監査意見への対応は、理事長、事務局関係職員が責任を持って行い適切である。公認会計士、監事の指導等を受けて、最終的に計算書類、財産目録等を作成し、その内容は、学校法人の経営状況及び財務状態を適正に表示している。

以上のことから、ガバナンスは適切に機能している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は理事会の諮問機関として機能しており、特筆

すべき課題は見あたらない。

経営改善計画に基づいた毎年度の事業計画及び予算は適正に執行されているが、経営改善に向けより一層の充実を図ることが課題である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし

下関短期大学

2019年度下関短期大学自己点検・評価委員名簿

(評価対象は2017・2018年度)

規程第4条	役 職	氏 名
(1)	学 長	中 村 芳 喜
(2)	事務部長 栄養健康学科長 保育学科長	田 坂 祐 治 塩 田 博 子 堀 尾 昇 平
(3)	ALO	小 田 裕 美
(4)	教務課長・一般教育科長 広報室長・進路支援課長	藤 澤 正 信 山 本 幸 生
(5)	外部委員 (がっつり市場社長)	雨 森 俊 介
(6)	学生代表 (学友会長) 外部委員 (徳蓮寺住職)	藤 本 晃 成 小 笠 原 撰 雄